

「パーソナリティ研究」掲載論文の転載等に関する申し合わせについて

日本パーソナリティ心理学会
理事長 杉山憲司

今次の編集規程改正では、本誌に掲載された論文の転載、電子化などについては「別に定める基準に基づいて常任理事会が許可する」と規定されました（規定第12条）。常任理事会では以下のような申し合わせを定め、当分の間はこの申し合わせに基づいて転載や電子化の許可を行います。なお、掲載論文を部分的に転載、引用することについては、引用元が明記されることを条件に利用者の責任に任せます。

なお、転載の許可は常任理事会の審議によって行いますが、審議には1ヶ月程度を要します。転載許可は時間の余裕を持って申請くださいますようお願いいたします。

「パーソナリティ研究」掲載論文の転載等に関する申し合わせ

2008年1月

「パーソナリティ研究」に掲載された論文の転載等については当分の間以下のように取り扱う。

1. 「パーソナリティ研究」に掲載された論文の本文全文または大部分を書籍等に転載する際には、原則として論文の第一著者、または書籍等を発行する出版社等が常任理事会に転載の許可を申請し、常任理事会の審議を経て許可するものとする。
2. 掲載された論文を機関リポジトリ、論文サーバー等にアップロードする場合には、著者または利用する機関が常任理事会に転載の許可を申請し、常任理事会の審議を経て許可するものとする。許可を得た場合には学会が提供する論文pdfをそのまま利用するか、採択後に提出した最終原稿を用いることとし、採択前の原稿や掲載後に修正された論文は用いない。

以上